

## 焼却灰の外部処理方式に関する御殿場市の方針

平成21年10月6日

御殿場市は平成21年8月、新ごみ処理施設建設検討会議を設置し、新ごみ処理施設のごみ処理方式として御殿場市小山町広域行政組合（以下「組合」という。）が進めてきた既存の4方式の他に、新たに「ストーカ+焼却灰の外部処理」方式を加えることの調査研究を行ってきた。

その結果は、当該方式が循環型社会の形成、あるいはコスト面から、既存の4方式に対比しても有効な手段であることを確認した。

については、「焼却灰の外部処理方式に関する御殿場市の方針」をここに決定し、組合ごみ処理施設建設検討委員会に新たなごみ処理方式として、既存の4方式に「ストーカ+焼却灰の外部処理」方式を加えることを提案する。

### 記

#### 1 「焼却灰の外部処理」方式を採用する理由

- (1) 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方の中で、「焼却灰を資源として有効にリサイクルすること」を前提とした場合、組合が計画する比較的小規模な灰溶融施設ではその完結が困難なこと。
- (2) 焼却灰処理経費(自己処理方式の建設費、維持管理費等と外部処理方式の委託費等)を比較した時に、著しい差異は生じないこと。
- (3) 焼却灰の処理・再生に関する民間事業者の技術開発力及び再生品の販路開拓までを含めた処理能力は、十分に評価できること。

#### 2 「焼却灰の外部処理」方式導入の手段・方法

- (1) 新ごみ処理施設の運転及び焼却灰の搬出に当たり、その安全性には十分留意するとともに、当該施設周辺的环境負荷の低減に最大限の配慮をする。
- (2) 民間事業者への焼却灰処理の委託は、焼成又は溶融処理を前提とするものであり、単なる焼却灰の埋め立て処理は想定しない。
- (3) 焼却灰処理の委託先については、民間事業者の環境保全に対する理念、実績はもとより、再生品利活用の状況や処理費(受託単価)及び焼却灰の輸送経費等を勘案したうえで複数を選定し、確保する。

#### 3 付記事項

施設整備事業は当初計画のとおり、新ごみ処理施設の供用開始後、リサイクル施設、粗大ごみ処理施設等を併せて整備し、最終的に「ごみ処理総合施設」とする。